

平成26年9月11日

大阪府職員労働組合
府税支部 南河内分会
分会長 吉原 茂 様

大阪府南河内府税事務所
所長 辻野 善巳



要求書に対する回答について

平成26年8月26日付けで貴分会から要求のあった事項について、別紙のとおり回答します。

労働条件及び職場環境改善等に関する要求・回答

(大阪府職員労働組合府税支部南河内分会 H26 要求)

要 求 項 目	回 答
<p>1 従来からの労使慣行及び合意事項は遵守し、所属組合による差別的取扱いは行なわれないこと。</p> <p>2 労働条件に関わる業務や職場環境の変更については、労使合意を前提に事前協議を行うこと。又、協議が整わない場合は実施しないこと。</p> <p>3 一方的な賃金・退職金等のカットは全ての職員の生活を破壊し士気の低下をまねいており直ちに撤回するよう関係機関に働きかけること。</p> <p>4 税務手当については税務職俸給表の適用又は調整額に移行させ全税務職員に支給するよう関係機関に働きかけること。</p> <p>5 A勤・B勤の勤務形態をやめること。又、勤務時間を拘束時間8時間(実働7時間・週35時間)に改正するよう関係機関に働きかけること。</p> <p>6 実質的な労働時間の短縮を図るため、長時間通勤の解消を図るよう関係機関に働きかけること。</p> <p>7 再任用職員の給与・一時金の増額や待遇改善を図るよう、又、人間ドックの受診枠を若年者を含め広げるよう関係機関に働きかけること。</p> <p>8 安全衛生委員会の活動を強化し快適な職場環境の実現と健康管理体制の充実を図ること。</p>	<p>1 これまでの良き労使関係については、今後とも維持してまいります。また、所属する組合による差別的な取扱いはありません。</p> <p>2 地方公務員法第55条第1項並びに労使関係における職員団体等の交渉等に関する条例第3条に規定されている事項については、十分協議してまいります。</p> <p>3 要求の趣旨を税政課に伝えてまいります。</p> <p>4 要求の趣旨を税政課に伝えてまいります。</p> <p>5 要求の趣旨を税政課に伝えてまいります。</p> <p>6 要求の趣旨を税政課に伝えてまいります。</p> <p>7 要求の趣旨を税政課に伝えてまいります。</p> <p>8 安全衛生委員会の充実や快適な職場環境の確保については、今後とも努力してまいります。</p>

<p>9 職場環境改善のため以下の事項につき実現すること。</p> <p>(ア) 安全・衛生面から老朽化した南河内府民センター庁舎を建て替えるよう関係機関に働きかけること。</p> <p>(イ) 空調設備の更新をすること。特に夏季において健康で快適な職場環境が設定できる冷房機器に直ちに改善すること。</p> <p>(ウ) 事務機・キャビネット等をOA用のものに入れ替えること。具体的に購入計画を立てること。</p> <p>(エ) 自己負担やプライバシー保護の観点から出張時用の携帯電話を整備すること。</p> <p>(オ) 各トイレ便器を安全・衛生面から暖房の様式ウォッシュレット便器にかえること。</p> <p>(カ) 職員の安全確保の観点から公用車にバックカメラ等を装着すること。</p>	<p>9</p> <p>(ア) 庁舎の建替えは困難であるが、老朽化した設備等の状況については、要求の趣旨を税政課に伝えてまいりたい。</p> <p>(イ) 要求の趣旨を税政課に伝えるとともに、夏季における執務室の適正温度の保持に努めてまいりたい。</p> <p>(ウ) 事務機を新たに購入する場合、OA作業に対応したものを配置してまいりたい。</p> <p>(エ) 要求の趣旨を税政課に伝えてまいりたい。</p> <p>(オ) 要求の趣旨を税政課に伝えてまいりたい。</p> <p>(カ) 要求の趣旨を税政課に伝えてまいりたい。</p>
---	--